

「はかり」の定期検査を受けましょう

売買などの取引や業務上の証明行為などに使用する「はかり」は、計量法で2年に1回の定期検査が義務付けられています。定期検査を受けていない「はかり」や不合格の「はかり」を使用すると、計量法で罰せられることがあります。

前回検査を受けた人と事業所に、事前調査書を送付します。必要事項を記入し、商工観光課へ返送してください。新しく事業を始めた人など、事前調査書が届かない場合は、お問い合わせください。

定期検査対象の「はかり」例

- ・商店・露店・行商などで商品の計り売りに使用する
・病院・薬局などで薬の調剤用に使用する
・病院・医院・診療所・学校・幼稚園・保育園などで、健康診断、身体検査用に使用する(体重計)
・運送業者などが、貨物運賃の算出などに使用する(宅

配便の取次店を含む)

- ・農業・漁業などに従事する人が農産物・水産物などの売買または出荷のために使用する(農協などで再計量するものは除く)
・工場・事業所などで原材料の購入・製品の販売・出荷や納品検収用に使用する
・公共機関への報告や公共機関が行う統計の公表などに使用する

- ・大型計量器や土地、建物に固定された計量器を所有している事業者(計量士による)
・代検査の対象となります(その他)

その他

事前調査の結果により対象となった人に、検査日のおおむね2週間前に検査通知書(検査日時・会場を明記したはがき)が届きます。検査手数料は、検査当日に現金でお支払いください。その場で領収書を交付します。受検票を失念した場合や都合により受検できなかった場合、新潟県計量協会(☎0256・36・2354)にご連絡ください。

特定計量器定期検査の日程

塩沢保健センター

期日 6月17日(月)〜21日(金)

時間 午前9時〜11時30分、午後1時〜3時30分

※17日(月)は午前10時〜、21日(金)は午前のみ

大和市民センター(駐車場)

期日 6月24日(月)〜28日(金)

時間 午前9時〜11時30分、午後1時〜3時30分

※24日(月)は午前10時〜、28日(金)は午前のみ

商工観光課 商工振興班

☎773・6665

春は火災に注意しましょう

春は火入れや電気器具による火災の多発が予想されます。火災による死亡の原因は逃げ遅れが多いため、住宅用火災警報器を設置していない家庭は早期の設置をお願いします。

火災が発生した際は消火器を使っての消火を試み、消火できなかったときは速やかに身の安全が確保できる場所に避難してください。消火栓は訓練をしていない人が使用すると、大けがにつながる可能性がありますので、ご注意ください。

消防本部 警防課

☎782・5331

空き家の管理を忘れずに行いましょう

空き家を放置すると、隣家や周辺環境に被害や悪影響を与えることがあります。空き家の管理は所有者の責任です。適切な管理を行いましょ

管理のポイント

- ・屋根に積もった雪の落下による被害を防ぐため、適切に雪を処理する
・建材や物が風で飛ばないように、不要な物を片付ける

- ・不特定者の侵入を防ぐため、玄関や窓を施錠する
・害虫の発生などを防ぐため、定期的に雑草や立木を手入れする

空き家バンクへの登録

空き家バンクは、空き家を売りたい・貸したい人の物件情報を、市のウェブサイトで紹介することにより、空き家を利用したい人へつなげる制度です。空き家の売却や賃貸を考えている人は、U&Iと きめき課(☎773・6659)へお問い合わせください。

空き家の解体を考えてみませんか
空き家の解体費用の見積もりができるシミュレーターを公開しています。

次のQRコードか、市ウェブサイトの「空き家の解体」で検索)からご利用ください。
※インターネットエクスペローラーは非対応

解体費用の補助

空き家を解体し、更地にする工事に対して20万円(居住誘導区域内は24万円)の補助を行っています。詳しくは、お問い合わせください。



総務課 防災庶務班
☎773・6660

